議提第３号

議会改革特別委員会の設置について

上記の議案を，小松島市議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。

平成２７年５月８日

小松島市議会議長　　井　村　保　裕　　殿

提　出　者　　小松島市議会議員　　出　口　憲二郎

〃　　宮　崎　欽　司

〃　　広　田　和　三

〃　　佐　野　善　作

〃　　安　平　剛　之

議会改革特別委員会の設置について

議会改革特別委員会を下記により設置する。

１　名　　称　議会改革特別委員会とする。

２　設置の根拠
　地方自治法第１１０条及び小松島市議会委員会条例第５条による。

３　目　　的
　議会における審査方法の改善策や運営方法の見直し、議会基本条例に関する事項等を調査するため。

４　定　　数
　委員定数は８人とする。

５　期　　間
　調査が終了するまで。

　提案理由
　議会における審査方法の改善策や運営方法の見直し、議会基本条例に関する事項等を調査するために設置する。